

令和6年7月25日

令和6年7月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月25日（木）午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所 石井町役場1階 会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
9番 綱木 厚夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第21号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第25号 非農地証明願について
- 議案第26号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 報告第15号 農用地利用集積計画の合意解約について
- 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第17号 農地使用貸借の解約通知について

局 長 ただいまより令和6年7月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局 長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長をお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は13番近久委員、14番大西委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第21号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第21号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

本案件につきましては、議案書の筆数と面積に錯誤がありましたので、修正分にて説明させていただきます。

石井町長より、令和6年6月28日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が10件、更新が14件、農地中間管理権の新規が3件、更新が0件で、合計27件、72筆、67,654㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第21号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については6件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号112から117については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号112について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号112について説明いたします。

7月16日に岩本委員と阿部委員、私の3名で譲受人に会い、現地確認及び聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、955㎡、〇〇〇番〇、135㎡、〇〇〇番〇、36㎡、合計1,126㎡、登記地目、現況地目とも田、贈与となっております。

譲渡人は県外に在住しているため、譲受人が申請地を耕作しておりましたが、譲渡人が財産の整理を行うため、譲受人への贈与にいたったとのことです。

譲受人は許可後の耕作面積は〇〇〇〇㎡となり、稲作を中心に栽培する予定です。

農作業には譲受人夫婦が年間180日従事します。

農機具は、トラクターを〇台所有するほか、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽

トラックなどを所有しております。

周辺地域との関係においては、周囲の耕作に影響がないように配慮するとのことです。

以上のことから本申請は許可相当と考えるので、審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号112について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号112は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号113については、石井字白鳥の担当が私でありますので、2番久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いします。

2番 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号113について、代読いたします。

7月17日に久米委員と私の2名で申請地に出向き、農地の所有権移転の件で譲受人立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

譲渡人は、親から申請地を相続したものの、現在は町外で暮らしていることから農作物の栽培は行っておらず管理に困っておりました。

そこで、近所に住む譲受人が耕作地を増やして農業経営の規模拡大を行いたいと希望したことにより今回の許可申請に至ったとのことです。

地目、面積は議案書記載のとおりです。

譲受人は現在、水稻を主に、ハウレン草や枝豆を作付けしております。

農業従事要件に関しましては、夫婦で年間300日です。

耕作に必要な農機具も揃っております。

また、申請地は市街化区域内的の農地ですが、継続して耕作を続けるとのことです。

これらのことから許可相当と考えるので、審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号113について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号113は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号114について、高原字池北の担当であります7番上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7 番 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号114について、説明いたします。
7月12日に藤井会長職務代理、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地の所有権移転の件で受任者である行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。
申請地は高原字池北〇〇〇番〇、登記地目は田、現況地目も田で1,423㎡です。
譲渡人は、以前から耕作が困難であったことから譲受人に耕作を依頼しておりました。
また、今後も耕作が困難であることから譲受人と協議し、今回の申請に至ったとのことです。
申請地は所有権移転後も今までと同様に耕作することから、周囲の農地に対する問題は起こらないと考えられます。
農機具は、トラクター、トラック等を所有し、様々な野菜を栽培しております。
農業従事要件に関しましては、譲受人の農作業歴が40年、妻が35年で、年間270日従事することから、要件を満たしていると思われまます。
よって許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号114について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号114は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号115について、高川原字市楽の担当であります14番大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号115について、説明いたします。

7月17日に上田武志委員、近久委員と私の3名で申請人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、登記地目が田、現況地目も田で、借人の自宅周辺にある計約4反半の農地です。

今回の申請は世帯を別にする親子間の使用貸借です。

借人の農作業歴は20年ほどであり、今後も水稻を栽培する予定です。

トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、トラックなどの農機具は、貸人から借りるとのことです。

申請地の今後の耕作について問題は無いと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号115について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号115は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号116及び117については、浦庄字上浦の農地の交換にかかる一連の案件でありますので、地区担当であります4番阿部委員に一括して現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号116、117については、近隣の互いの農地の交換であるため、一括して説明いたします。

7月16日に岩本委員と吉浦委員、私の3名で、申請地に出向き、2件の申請の代理人である行政書士の立ち会いの下、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、受付番号116が浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも田、167㎡、所有者〇〇〇〇氏で、受付番号117が浦庄字上浦△△△番△、登記地目、現況地目とも田、119㎡、所有者△△△△氏です。

現況は、上浦〇〇〇番〇隣接する△△△△氏の田と一体で△△△△氏が水稻を栽培しております。

上浦△△△番△は隣接する〇〇〇〇氏での田と一体で〇〇〇〇氏が水稻を栽培しております。

よって、現況の耕作状況に合わせるため、互いの農地の交換を行うものです。

申請地が現在の位置にあったことが判明したのは国土調査の結果によるとのことです。

〇〇〇〇氏の耕作面積は〇〇〇〇㎡です。交換後は〇〇〇〇㎡となり現況どおり水稻を栽培する予定とのことです。

農機具はトラクター〇台と軽トラック、普通自動車のトラック、耕耘機、田植え機、コンバイン、乾燥機を各〇台所有しております。

農作業歴は本人が60年で妻が50年です。

住所地から農地までの距離は、1kmで15分です。

農作業には夫婦とも年間300日従事します。

△△△△氏の耕作面積は△△△△㎡です。交換後は△△△△㎡となり現況どおり水稻を栽培する予定とのことです。

農機具はトラクター〇台を所有し、田植えや稲刈り等の作業は、委託しております。農作業歴は47年です。

町外の住所地からは、20kmで30分かかりますが、申請地は実家に隣接しているため、耕作に問題はないと考えられます。

農作業には、本人が年間300日従事します。

よって、受付番号116及び117は許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号116及び117について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号116及び117は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第23号、第4条の規定による許可申請に対する意見等について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については1件申請がありました。

なお、受付番号118につきましては、議案第25号、非農地証明願について、受付番号124の申請地と併せて農家住宅の敷地として転用しますので、一括して説明させていただきます。

(議案書に基づいて内容を説明)

以上です。

議長 それでは、議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号118及び議案第25号、非農地証明願について、受付番号124は一連の案件でありますので、藍畑字西覚円の担当であります綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9番 議案第23号、農地法第4条許可申請、受付番号118及び議案第25号、非農地証明願、受付番号124については、申請人が〇〇〇〇氏で同氏の農家住宅にかかる一連の案件でありますので、一括して説明いたします。

7月16日に、柴内委員と廣瀬委員、私の3名で、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

農地法第4条にかかる申請地は、西覚円〇〇〇番〇、登記及び現況が畑、〇〇〇〇m²の内、199.76m²です。

非農地証明願の申請地は、西覚円△△△番△、登記は畑ですが、昭和50年に現在の住宅を建設したときから擁壁を設置しコンクリートで舗装し、進入路及び駐車場として利用してきたとのこと。

40年以上前からこの状態であったため、農地への復元は著しく困難です。

この2筆と既存の宅地を合わせた996.11m²の敷地に農家住宅を新築します。

現在の住宅は取り壊し、一部は車庫に改良します。西側の倉庫は残します。

農地法第4条許可の申請地は一部転用で、北側は既存の現況宅地部分と接し、そ

のほかの周囲は畑のまま残地となります。

住宅を新築するにあたり、既存住宅を取り壊しますが、町水道のメーターは残して、ここから給水します。

住宅の排水は、浄化槽から自身の所有地をとおして、神宮入江川に流します。一部は□□□□氏の畑を通るため、承諾書が添付されております。

山土と碎石で造成し、ローラーで締め固めます。舗装はせず雨水は地下浸透となります。敷地内で高さをすりあわせます。

周囲の農地への影響はないとのことです。

申請地の区域に土地改良区等はありません。

よって、非農地証明書を交付し、農地法第4条許可を認めることは、やむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可並びに非農地証明の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 議案第23号、農地法第4条許可申請、受付番号118及び議案第25号、非農地証明願、受付番号124について、一括して、説明いたします。

農地法第4条許可申請、受付番号118の申請地は、平成25年12月に農用地区域から除外されております。

非農地証明願、受付番号124の申請地は、令和4年1月に農用地区域から除外しております。

両申請地とも農地の種別は第2種農地です。

概要につきましては、ただいま綱木委員が説明されたとおりです。

農地法第4条許可申請、受付番号118と非農地証明願、受付番号124及び宅地を合わせた996.11㎡の敷地において、農家住宅を建て替えます。

現在の住宅は木造部分を解体して、鉄筋コンクリート部分は車庫に改良、西側の倉庫は残す計画です。

非農地証明願の申請地は、昭和50年に現在の住宅を建設したときから擁壁を設置して造成。上部はコンクリートで舗装し、進入路及び駐車場として利用してきたとのことです。

平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した航空写真及びコンクリートの状況より、20年以上前から現在と同じ状況であったのは确实と考えられます。

農地への復元は著しく困難です。

農地法第4条許可は一部転用であり、北側は既存の現況宅地部分と接し、そのほかの部分の周囲は残地の畑となります。

山土と碎石で造成し、擁壁は設置せず転用地内で造成高を調整します。

周囲の農地への影響はないとのことです。

給水は、既存住宅の町水道のメーターから引き込みます。
住宅の排水は、浄化槽から自身の所有地の地下にヒューム管を設置して、神宮入江川に流します。一部は他人の畑を通るため、承諾書が添付されております。
徳島県の都市計画担当とは協議済で、都市計画法適合証明を申請しております。
預金残高証明書により、十分な資金があることが確認できます。
申請地の区域に土地改良区や水利組合はありません。
この転用により周囲への支障は無く、万一、苦情が出た場合は申請者が責任をもって対処することが申請書に明記されております。
よって、農地法第4条許可及び非農地証明書の交付については、やむを得ないものであると考えます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。
議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についての受付番号118について、許可相当という意見を県知事に送付するということ並びに議案第25号 非農地証明願について、受付番号124に証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号118は許可相当という意見を県知事に送付し、議案第25号、非農地証明願について、受付番号124は証明書を交付いたします。

議 長 次に議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については4件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号119から122については、以上です。

議 長 それでは、受付番号119について、藍畑字高畑東の担当であります10番案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見、受付番号119について説明いたします。

7月13日に綱木委員と廣瀬委員、私の3名で申請地に出向き、代理人の行政書士に内容の聞き取りを行いました。

隣接地は譲受人の自宅ですが、現在の敷地では自家用車を駐車するスペースが不足していることから、譲受人から申請地を売買し転用申請するに至ったとのことであります。

譲受人の自宅と境界にある壁は壊します。

新たに擁壁を設置して洪水時に冠水しないよう40cmの高さで造成します。

雨水は地下浸透です。

本申請において、特に問題は無いと思われまます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号119の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま案内委員が説明されたとおりです。

転用目的は、申請地の東に居住する譲受人の自家用車の駐車場です。

周囲は、東側が譲受人の住宅、北側が旧県道の町道、東側と南側は譲渡人の畑及び墓地です。

申請地は、既に造成され雑種地となっていたため始末書が添付されております。

許可後は申請地の東側と南側の境界に擁壁を新設して、山土で現況より40cm造成し、北側町道に、高さをすりあわせまます。

雨水は地下浸透です。

付近の土地や作物に影響はないと思われまます。

土地改良区や水利組合の区域ではないとのことまます。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認してまます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えてまます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手

をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問、ご意見はないようでごじますので採決をいたします。

受付番号119について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号119は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号120について、高原字東高原の担当であります8番藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見、受付番号120について説明いたします。

7月12日に田幡会長、山口委員、上田敏雄委員、私と太田事務局長、片岡主幹の6名で代理人及び譲受人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は高原字東高原〇〇〇番〇、登記現況とも田、面積は1,203㎡、売買です。

譲受人の会社の介護事業の駐車場として転用します。

申請地は北側と東側が道路、南側は麻名用水土地改良区の用水路、西側は宅地の進入路と塀に接しております。

造成については、北側と東側の道路と同じ高さにそろえ、山土で盛土してクラッシャーを敷いて仕上げます。

雨水等は申請地内に地下浸透させる計画です。

被害防除措置として、隣地及び周辺農地等に迷惑をかけないように、隣接者との協議もされており、譲受人が責任をもって対応するとのこと。

なお、調査に参加した委員から雨水、排水については、近隣に迷惑をかけないように万全の対策を講じるよう譲受人に申し入れを行っております。

以上のことから許可やむをえないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号120の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種

農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

申請地は、譲受人が代表取締役を務める株式会社に賃貸借します。

現在、申請地の近隣の自宅兼事務所の敷地を、建設・介護事業の駐車場としても使用しているため、面積が不足しております。

また、今後は訪問介護事業も行う予定であることから、24台の駐車スペースを確保する必要があるため、農地を売買し転用します。

申請地は北側と東側が町道で、ここから車両が進入します。

町道が狭く、カーブしていることから、敷地の端までは使用せず、余裕を持った駐車をします。

西側は農家住宅と付属農地で、進入路と塀で区切られております。

南側は麻名用水土地改良区の水路です。

町道と用水、既存擁壁の高さに合わせて盛土し、クラッシャーを敷きます。

雨水は地下浸透です。

申請地は田であり、現地確認時、耕うんされておりましたが、雨水と用水の漏水により浸水しておりました。

そこで、用水路の補修などの漏水対策を検討するとともに、造成後は自家用車のみの駐車として雨水がスムーズに地下浸透するよう図るとのことです。

隣接地に土砂の流出や雨水が流れる等の問題は生じないと思われまます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

十分な資金があることは、預金残高証明書で確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号120について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号120は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きます。受付番号121について、石井字内谷の担当が私でありますので、2番久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いします。

2 番 議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見、受付番号121について代読いたします。

7月17日に久米委員と私で申請地に出向き、代理人立ち会いのもと、現地確認及び内容の聞き取りを行いました。

申請地は、譲渡人が町外在住のため農地の管理に苦慮していたところ、譲受人から資材置場として利用したいと話があり、今回の申請に至ったとのこと。

譲受人は近隣で借りていた資材置場の契約を更新できなくなったため新たに資材置場を確保する必要があるとのこと。

申請地は現在休耕しており、北側が町道、西側が水路で、東側と南側の農地はコンクリート壁で区切られております。

造成については、除草後に整地しクラッシャーを敷きます。

盛土は行わないとのことから土砂流出のおそれはないと思われ。

隣接農地との間に問題が生じた場合には、譲受人が責任をもって対応するとのこと。

以上のことから資材置場の転用において問題はないと考えます。

審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号121の申請地は、令和6年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま久米委員が代読されたとおりです。

譲受人が賃借りしていた資材置場の契約更新ができないことから、新たに資材置場を確保するため申請地を売買して資材置場に転用します。

申請地は北側が町道、西側は旧国有水路を挟んだ町道、南側と東側は田です。

資材の搬入は北側町道から行います。道路幅員は約4mですが、3tトラックでの搬入であるため、問題はないとのこと。

造成は特に行わず、草処理後に整地して砂利を敷きます。

雨水は地下浸透です。

土砂の流出等の問題は生じないと思われ。

南側の境界の一部に石積みがありますが、撤去せず残します。これが崩れないよう、余裕をもって資材の搬入搬出を行います。

申請地の北西の隅にある井戸は残し、蓋をして管理するとのこと。

申請地は以西土地改良区の管理地でないことから、誓約書が添付されております。十分な資金があることは、預金残高証明書で確認できます。農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。受付番号121について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号121は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号122について、藍畑字西覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9番 議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見、受付番号122について説明いたします。

7月13日に桑内委員と廣瀬委員、私の3名で申請地に出向き、譲受人に会い内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、藍畑字西覚円〇〇〇番〇、登記簿が田、現況が休耕地で、面積は36㎡です。

譲受人は、以前に申請地に隣接する農地と併せて中古車及び修理車両置場として転用する予定でした。

しかし、当時の法務局の公図の表示が筆界未定であったため位置の特定ができず転用できませんでしたが、国土調査で公図が確定したため本申請にいたったことです。

申請は東西約20m、南北約1.8mで、南側の神宮入江川にむけて傾斜しているため耕作に不適です。

転用計画の概要は、申請地と神宮入江川の敷地の境界にコンクリート擁壁を設置して山土で盛土し、譲受人が経営する会社の中古車及び修理車両置場とします。

申請地の区域に土地改良区や水利組合はありません。
また、申請地は河川、道路、宅地に囲われていることから周辺農地に被害を及ぼすおそれはありません。
転用目的、申請内容については問題がないと思われます。
以上のことから許可やむをえないと考えますので、審議のほどよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号122の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま綱木委員が説明されたとおりです。
譲受人が代表取締役を務め、自動車販売、修理事業を行う会社の車両置場として転用します。許可後、譲受人が代表取締役を務める会社に使用貸借します。

申請地は北側が併せて利用する土地である会社の宅地、東側が町道、西側が宅地、南側は神宮入江川となっております。

本来は、北側の修理工場の敷地として一体で転用する予定でしたが、当時は申請地が公図上筆界未定状態であったことから申請できなかったとのことです。

現在も車両置場が不足していることから、国土調査の完了をまって転用を行うことになったとのことです。

車両は東側町道から入れます。

河川区域との境界に新設擁壁を設置し、北側の宅地に高さを合わせて造成します。
雨水は地下浸透です。

土砂の流出等の問題は生じないと思われます。

申請地は土地改良区等の管理区域でないとのことであり、誓約書が添付されております。

転用に十分な資金があることは、預金残高証明書で確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号122について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号122は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第25号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については2件です。
なお、受付番号124については、先に説明いたしましたので、受付番号123について説明いたします。
(議案書に基づいて内容を説明)
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは受付番号123について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第25号、非農地証明願、受付番号123について、説明いたします。
7月16日に岩本委員と吉浦委員、私の3名で、申請地に出向き、2件の申請の代理人である行政書士の立ち会いの下、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。
申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が宅地、47㎡、申請者〇〇〇〇氏です。
非農地の理由は、昭和44年以前から△△△△氏の住宅の敷地の一部となっていたためとのことです。
農地の種別は第2種農地です。
なお、この申請は議案第22号、農地法第3条許可申請の受付番号116、117とも関連し、法務局の公図の位置が所有者の認識と異なっていたため生じたものとのことです。
審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号123の申請地は、昭和46年以前に現況地目が宅地であったため、石

井町農業振興地域整備計画に定める農用区域内の土地でないことが証明されています。

農地の種別は、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

申請地の所有者は〇〇〇〇氏ですが、昭和44年以前から隣接する宅地とともに、△△△△氏住宅敷地の一部であったとのこと。

非農地証明書が交付されれば、宅地に表示登記を変更して名義変更を行いたいとのこと。

申請地が現在の状況になっていたことは、昭和44年5月1日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

農地への復元は著しく困難です。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号123について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号123は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に議案第26号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号125については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号125について、高川原字高川原の担当であります13番近久委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第26号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願、受付番号125について、説明いたします。

7月17日に上田武志委員と大西委員、私の3名で、申請地に出向き、代理人である税理士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原〇〇〇番〇ほか5筆の田及び畑で、合計地積は4,348㎡です。

相続人である〇〇〇〇氏は、令和5年〇月にお亡くなりになった、△△△△氏から申請地を相続し、現在は水稻を栽培しております。

高川原字高川原に住居をかまえ、農作業に必要な農機具も所有しております。

よって、今後も耕作を続けていくことは確実と考えられますので、相続税の納税猶予に関する適格者証明を交付することに、問題は無いと思われれます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号125について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号125については相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第15号 農用地利用集積計画の合意解約については、5件受理しました。

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知については、4件受理しました。

報告第17号 農地使用貸借の解約通知については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(14番大西委員挙手)

14番 報告第17号の農地使用貸借の解約通知、受付番号96の借人から議案第21号、農用地利用集積計画の4番の方に農地の耕作を引き継がれておりますが、このことについて説明願います。

名字が同じ方ですが、親族間の農地の貸借でしょうか。

事務局 農地の貸借は、親族間で行われております。

農地使用貸借は農業者の経営移譲年金受給に伴い行われたものです。

その後、農用地利用集積計画の4番の方が新規就農することに伴い利用権の設定により耕作権を引き継ぐことになりました。

14番 農地の所有者の方が受給しているのは、旧制度の農業者年金によるものですか。

経営移譲年金が受給できなくなるおそれはないのでしょうか。

旧制度についても説明してください。

事務局 農地を所有者は、旧制度の農業者年金の対象者です。

経営移譲した後に使用貸借を解約により農地を返還されても、年齢、設定期間などの条件を満たした利用権の設定が行われれば、経営移譲年金は支給停止にはなりません。

会 長 (旧制度の農業者年金と新制度に変更した経緯の概略を説明)

議 長 ほかに発言のある方は挙手をお願いいたします。

(13番近久委員挙手)

13番 今回は、農地の貸借の解約が非常に多いのですが、解約された農地の耕作者は見つかっているのでしょうか。

事務局 農用地利用集積計画の合意解約については、5件の内3件が今回の農地法第3条許可申請に関係するため、直接耕作が引き継がれます。

農地法第18条関係4件の内2件は永小作権の解除で所有者に耕作権が戻ったものです。

使用貸借の解約1件は、先ほど説明したとおりです。

現時点で、解約件数の半分以上は農地の耕作を引き継ぐ方が存在しております。

議 長 ほかに発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言無し)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 只今をもちまして、令和6年7月石井町農業委員会総会は、閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。